

平成20年度予算の概要 (企業参入支援総合対策)

平成20年4月

農 林 水 産 省

経 営 局	構造改善課
	普及・女性課
	金融調整課
農村振興局	地域計画官
	農地整備課

企業参入支援総合対策（拡充）

【平成20年度予算額：410,785(1,428,562)千円ほか】

対策のポイント

農地リース特区が平成17年9月から全国展開されているが、農業経営に意欲的な企業等の新規参入について、さらに加速していくための支援を強化します。

（企業が地域に参入した事例）

＜事例1＞

[参入場所] 鹿児島県内
[参入法人] 建設業者6社、青果物販売・加工業者1社
[経営内容] 遊休農地7.3haにおいてらっきょうを栽培
[地域への効果] 農家の高齢化等による担い手不足で産地の維持が困難になっている地域ブランドの生産振興に寄与。

＜事例2＞

[参入場所] 新潟県内
[参入法人] 建設業者2社、観光農園業1社、自然農法による農産物生産・販売1社、NPO法人1、公社1
[経営内容] 遊休農地等30haにおいて水稻、畑作等
[地域への効果] 高付加価値の農産物を生産するとともに、地域における遊休農地の解消にも寄与。新規就農者の受け入れや繁忙期のパート雇用の拡大など新規定住も期待。

政策目標

企業等の農業参入法人数を5年で3倍増
156法人(17年度末) → 500法人(22年度)

＜内容＞

1. 農業参入促進のための総合的な広報・相談活動

農業参入促進のための研修会、広報活動、個別相談を実施し、企業等の農業参入円滑化及び地域農業の担い手としての経営発展等を支援します。

【補助率：定額】

【事業実施主体：民間団体】

【事業実施期間：平成19年度～平成22年度】

【企業等農業参入支援全国推進事業 17,818(20,000)千円】

[担当課：経営局構造改善課(03-3502-6444(直))]

2. 農地利用の調整

企業等の積極的な農業参入を促進するための掘り起こし活動や企業等が参入する農地の利用調整活動を実施します。

【補助率：定額】

【事業実施主体：全国農業会議所、都道府県農業会議、農業委員会】

【事業実施期間：平成18年度～平成21年度】

【特定法人等農地利用調整緊急支援事業 13,593(14,762)千円】

【特定法人等農地利用調整緊急支援(強い農業づくり交付金)24,913,846(34,066,950)千円の内数】

[担当課：経営局構造改善課(03-6744-2152(直))]

3. 農地リースの支援（拡充）

企業等が利用する農地の測量調査等や小作料一括前払い及び簡易な基盤整備に必要な経費を支援します。

平成20年度から、簡易な基盤整備を企業等が自ら整備できるようになります。

【補助率：定額、1/2以内】

【事業実施主体：市町村、農地保有合理化法人、特定法人(拡充)】

【事業実施期間：平成19年度～平成22年度】

【企業等農業参入支援推進事業(特会) 379,374(430,000)千円】

[担当課：経営局構造改善課(03-3502-6444(直))]

4. 生産技術の支援

企業等へ営農計画や農業生産技術等の濃密な指導等を行い、安定的な経営発展を支援します。

【補助率：定額】

【事業実施主体：都道府県(普及組織)】

【事業実施期間：平成18年度～平成21年度】

【新技術活用優良農地利用高度化支援(強い農業づくり交付金) 24,913,846(34,066,950)千円の内数】

[担当課：経営局普及・女性課(03-3593-6497(直))]

5. 施設整備等の支援

(1) 農業用機械・施設リースの支援

企業等への農業用機械・施設リースを支援し、農業参入の初期投資を軽減します。

【補助率：定額】

【事業実施主体：(社)全国農地保有合理化協会、農地保有合理化法人】

【事業実施期間：平成19年度～平成22年度】

【企業等農業参入支援加速リース促進事業(特会) (貸付枠) 954,000千円】

[担当課：経営局構造改善課(03-3502-6444(直))]

(2) 遊休農地の土地条件整備

遊休農地の改良に必要な土地基盤整備に対し支援し、企業等による農地の有効利用及び地域の振興を図ります。

【補助率：定額】

【事業実施主体：市町村、農協、公社】

【事業実施期間：平成19年度～】

【遊休農地活用土地条件整備(農山漁村活性化プロジェクト支援交付金)

30,545,509(34,088,110)千円の内数】

[担当課：農村振興局地域計画官(03-6744-2442(直))]

(3) 基盤整備を契機とした耕作放棄地解消・発生防止に対する支援(拡充)

平成20年度から、耕作放棄地の解消等に必要な基盤整備等の機動的実施とあわせて、企業等の新規参入者を含めた担い手の確保や土地利用調整等を支援します。

【補助率：定額】

【事業実施主体：地方公共団体、土地改良区、農協、民間団体等】

【事業実施期間：平成20年度～】

【農山漁村活性化プロジェクト支援交付金30,545,509(34,088,110)千円の内数】

[担当課：農村振興局農地整備課(03-3502-6277(直))]

(4) 農業用機械・施設整備等に係る融資

農業経営の改善を図る農業用機械・施設を取得する経費等を経営体育成強化資金等により融通します。

【農林漁業金融公庫資金等】

【貸付金利：2.0%(H20/6/18) 現在】

【貸付限度額：1.5億円】

[担当課：経営局金融調整課(03-6744-2165(直))]

企業参入支援総合対策

フェーズ

基礎的情報収集段階

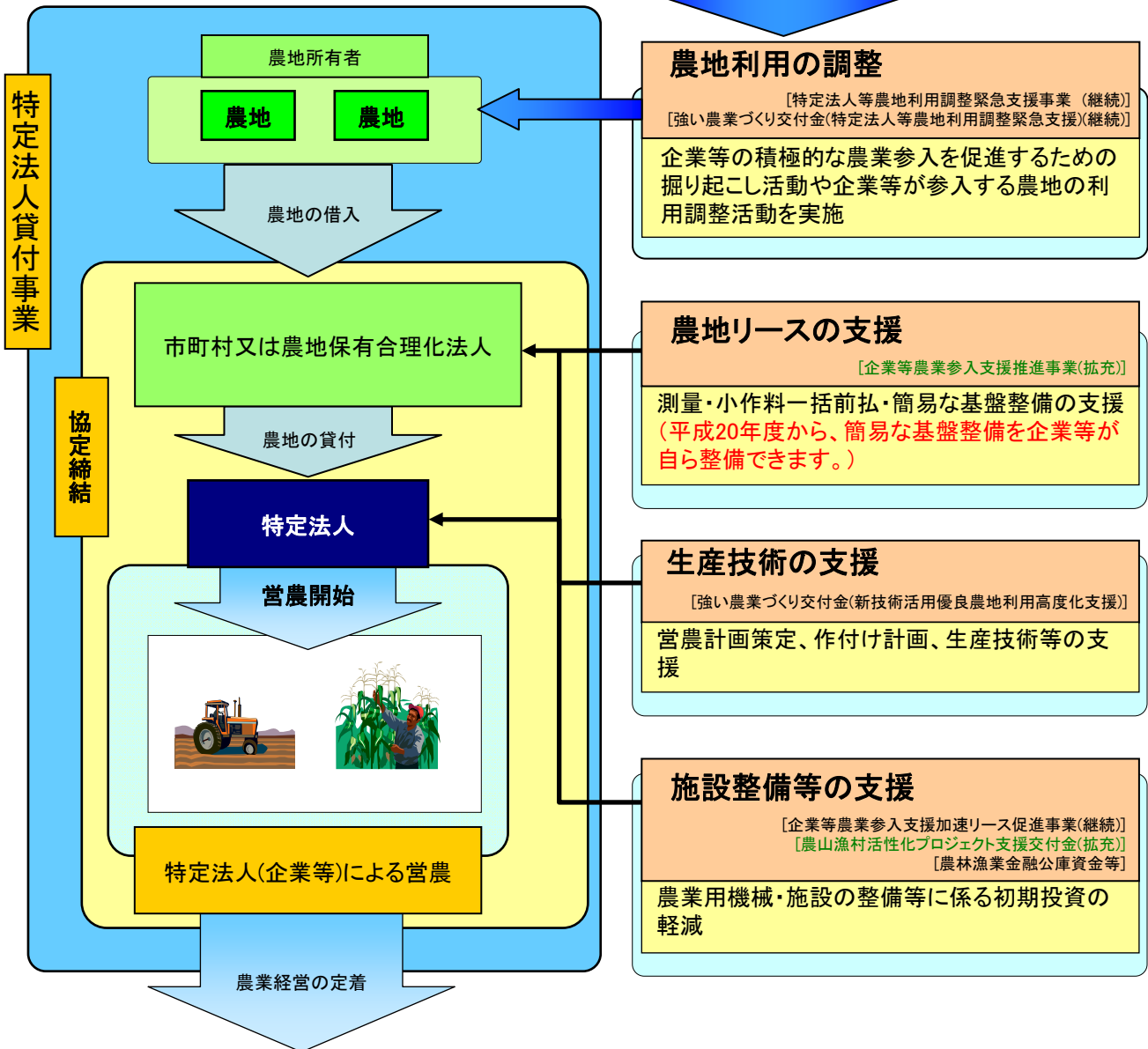
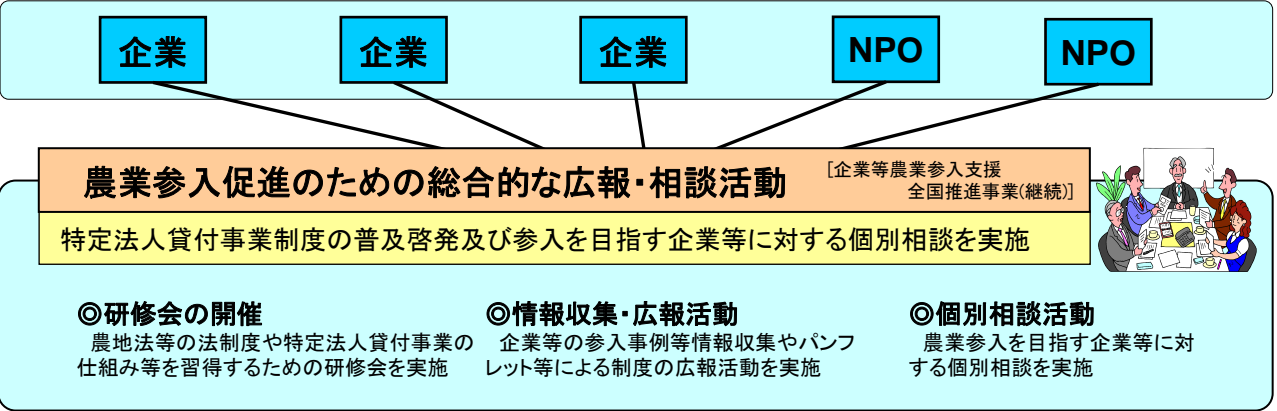
参入検討段階

協定締結段階

就農準備段階

営農段階

企業等の農業参入の円滑化を図る観点から、参入希望企業等への各種情報提供、農地利用調整活動、農地の条件整備及び施設整備等の支援など、総合的な支援を実施



国内農業の体質強化に向けた取組みをスピード感を持って推進
「企業等の農業参入法人数を5年で3倍増」
平成22年度 500法人を実現

企業等農業参入支援全国推進事業（継続）

【平成20年度予算額：17,818(20,000)千円】

対策のポイント

農地リース特区が平成17年9月から全国展開されているが、農業経営に意欲的な企業等の新規参入を促進するため、総合的な広報・相談活動による支援を行います。

（企業が地域に参入した事例）

<事例1>

[参入場所] 鹿児島県内
[参入法人] 建設業者6社、青果物販売・加工業者1社
[経営内容] 遊休農地7.3haにおいてらっきょうを栽培
[地域への効果] 農家の高齢化等による担い手不足で産地の維持が困難になっている地域ブランドの生産振興に寄与。

<事例2>

[参入場所] 新潟県内
[参入法人] 建設業者2社、観光農園業1社、自然農法による農産物生産・販売1社、NPO法人1、公社1
[経営内容] 遊休農地等30haにおいて水稲、畑作等
[地域への効果] 高付加価値の農産物を生産するとともに、地域における遊休農地の解消にも寄与。新規就農者の受け入れや繁忙期のパート雇用の拡大など新規定住も期待。

政策目標

企業等の農業参入法人数を5年で3倍増

156法人(17年度末) → 500法人(22年度)

<内容>

農業参入促進のための総合的な広報・相談活動

農業参入促進のための研修会、広報活動、個別相談を実施し、企業等の農業参入円滑化及び地域農業の担い手としての経営発展等を支援します。

(1) 農業参入促進のための研修会

農地法等の法制度、特定法人貸付事業の仕組み、参入及び経営発展の方策等を習得するための研修会を実施します。

(2) 情報収集・広報活動

特定法人貸付事業による参入企業の営農体制、農作物栽培状況、経営状況等を収集・分析するとともに、特定法人貸付事業の普及啓発を図るためのパンフレット等を作成し、新規参入の取組事例、支援措置等の各種情報を企業等へ提供します。

(3) 個別相談活動

農業経営への参入意向を持つ企業等や、企業等の受入意向を持つ市町村等との個別相談を実施し、農業参入や企業受入に当たっての課題の具体的な解決策を提供します。

【補助率：定額】

【事業実施主体：民間団体】

【事業実施期間：平成19年度～平成22年度】

[担当課：経営局構造改善課(03-3502-6444(直))]

企業等農業参入支援全国推進事業

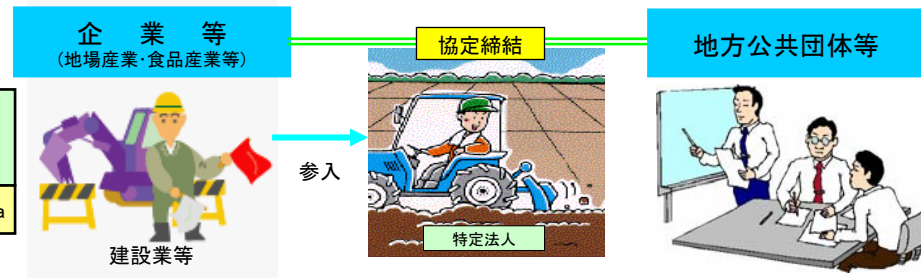
◎企業等の農業参入

意欲と能力のある者の農業への新規参入の促進の一環として、農業生産法人以外の株式会社等の法人が、リース方式により農業へ参入する仕組みを全国的に展開【農業経営基盤強化促進法の改正】

リース方式による企業等の参入状況（平成20年3月1日現在）

合計	参入法人数（営農を開始した法人数）			業種等別			借受面積
	組織形態別						
	株式会社	特例有限会社	NPO等	建設業	食品関係	その他	
281法人	144法人	80法人	57法人	94法人	65法人	122法人	857.3 ha

資料：農林水産省経営局構造改善課調べ



活動内容

特定法人貸付事業による地場産業・食品産業など企業等の農業参入の円滑化及び地域農業の担い手としての経営発展等を支援するため、農業参入促進のための研修会、広報活動、個別相談等の支援活動を実施

○ 農業参入促進のための研修会

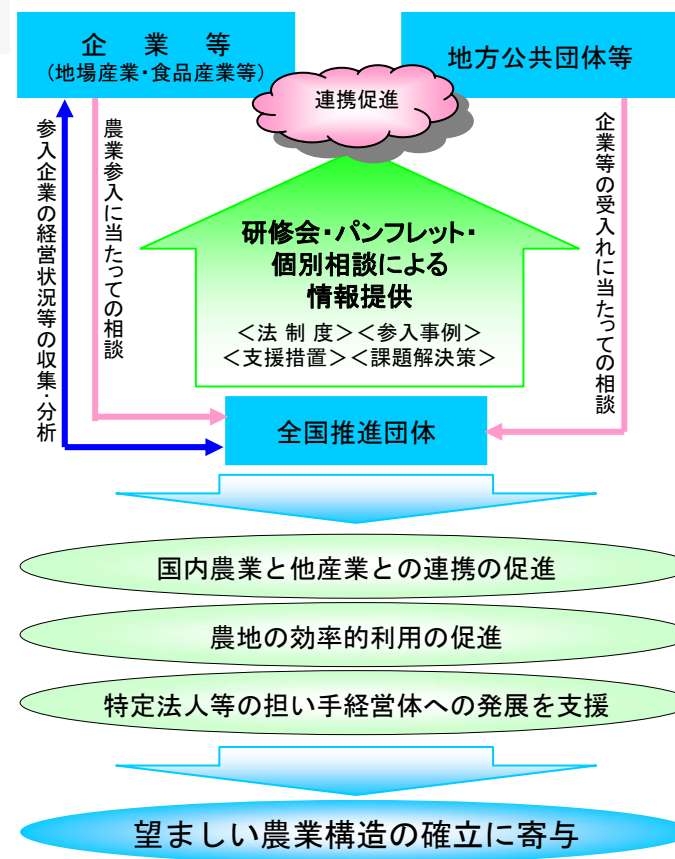
農地法等の法制度、特定法人貸付事業の仕組み、参入及び経営発展の方策等を習得するための研修会を実施

○ 情報収集・広報活動

特定法人貸付事業による参入企業の営農体制、農作物栽培状況、経営状況等を収集・分析するとともに、特定法人貸付事業の普及啓発を図るためのパンフレット等を作成し、新規参入の取組事例、支援措置等の各種情報を企業等へ提供

○ 個別相談活動

農業経営への参入意向を持つ企業等や、企業等の受入意向を持つ市町村等との個別相談を実施し、農業参入や企業受入に当たっての課題の具体的な解決策を提供



特定法人等農地利用調整緊急支援事業（継続）

【平成20年度予算額：13,593（14,762）千円】

対策のポイント

企業等の農業参入に当たり、農業委員会が実施した活動事例を全国農業会議所で収集・分析し、農業委員会系統組織に提供していきます。

（企業等の農業参入の状況）

- ・ 農業に参入した企業等は、平成19年9月1日現在、129市町村で256法人となっており、業種別では、建設業、食品産業をあわせ全体の約6割（146法人）を占めています。また、営農類型別にみると、野菜が103法人と最も多く、次いで米麦等48法人、複合44法人の順となっています。
- ・ 参入企業等に貸し付けられている農地は831.7haで、うち約5割が遊休農地又は遊休化するおそれのある農地であり、企業等の参入が遊休農地の解消・発生防止につながっています。

政策目標

企業等の農業参入法人数を5年で3倍増

156法人（17年度末） → 500法人（22年度）

<内容>

○ 企業等の農業参入に係る農地の利用調整活動

企業等の円滑な農業参入を図るため、参入時における農業委員会の農地利用調整活動の事例等を全国農業会議所でデータベース化し、農業委員会系統組織へ提供します。

【補助率：定額】

【事業実施主体：全国農業会議所】

【事業実施期間：平成18年度～平成21年度】

[担当課：経営局構造改善課（03-6744-2152（直））]

強い農業づくり交付金

－ 経営力の強化（構造改善課分）－

【平成20年度予算額：24,913,846（34,066,950）千円の内数】

対策のポイント

農業生産を核とした加工、流通、販売等への取組を通じたアグリビジネス（創造的高付加価値農業）等に意欲的に取り組む経営体を支援します。また、農業委員会による農地の利用調整及び優良農地の確保のための取組等を支援します。これにより、認定農業者等の担い手の育成及び担い手への農地の利用集積の加速化を図ります。

（農業構造の展望とは）

「効率的かつ安定的な農業経営」が農業生産の相当部分を担う「望ましい農業構造の姿」を明らかにしたものです。

食料・農業・農村基本計画（17年3月閣議決定）と併せて提示しており、平成27年における望ましい姿として、効率的かつ安定的な農業経営が家族農業経営で33万～37万程度、集落営農経営で2～4万程度、法人経営で1万程度となることを展望しています。

1. 担い手の育成・確保

政策目標

担い手の育成・確保

<平成18年>		<農業構造の展望（平成27年）>	
認定農業者	約23万	→ 効率的かつ安定的な家族農業経営	33万～37万
集落営農	約1万2千	→ 効率的かつ安定的な集落営農経営	2万～4万

<内容>

○ 整備（ハード）事業（経営構造対策）（継続）

効率的かつ安定的な農業経営が地域農業の相当部分を担う望ましい農業構造の確立を図るため、認定農業者等の担い手の育成・確保及び担い手への農地の利用集積等の地域農業の構造改革の加速化に資する生産施設、加工施設、流通販売施設及び土地基盤等の整備を支援します。※新規採択は、担い手育成緊急地域等が対象です。

【交付率：定額（1／2以内等）】

【事業実施主体：市町村、農業協同組合、農業者等の組織する団体、第3セクター、PFI事業者等】

2. 担い手への農地利用集積の促進

政策目標

全耕作面積に占める担い手が経営する農地面積の割合向上	
<平成17年>	<農業構造の展望（平成27年）>
約4割	→ 7～8割程度

<内容>

○ 推進（ソフト）事業（継続）

① 集落農地利用調整

集落の合意形成に向けた戸別訪問による農地のあっせん活動及び集落の農地利用調整のための計画づくり並びに農用地利用規程の作成支援等、**集落営農の組織化・法人化を推進**します。【交付率：定額】

【事業実施主体：都道府県農業会議、農業委員会】

② 特定法人等農地利用調整緊急支援

地域の建設業者や食品産業等の企業が円滑に農業に参入できるよう企業の参入意向を把握し農業参入に必要な情報を提供するとともに、**参入希望のある企業等**に対し農地の利用調整活動を実施します。【交付率：定額】

【事業実施主体：都道府県農業会議、農業委員会】

③ 優良農地確保支援対策等（うち遊休農地解消普及活動）

農業委員会による農地の利用調整活動を踏まえ、普及組織と連携し**遊休化が解消された農地を優良農地として定着させ遊休化の再発防止**を図ります。

【交付率：定額】

【事業実施主体：農業委員会】

④ 連携強化推進体制整備

都道府県及び地域段階の農業委員会系統組織と関わりのある農業団体との連携強化に向け、**農地等情報の共有化等の活動**に対し支援します。

【交付率：定額（1／2以内）】

【事業実施主体：都道府県農業会議、農業委員会】

【事業実施期間：平成17年度～平成21年度】

[担当課：経営局構造改善課（03-3501-3741（直））]

企業等農業参入支援推進事業（拡充）

【平成20年度予算額：379,374(430,000)千円】

対策のポイント

農地リース特区が平成17年9月から全国展開されているが、農業経営に意欲的な企業等の新規参入について、さらに加速していくための支援を強化します。

（企業が地域に参入した事例）

＜事例1＞

[参入場所] 鹿児島県内
[参入法人] 建設業者6社、青果物販売・加工業者1社
[経営内容] 遊休農地7.3haにおいてらっきょうを栽培
[地域への効果] 農家の高齢化等による担い手不足で産地の維持が困難になっている地域ブランドの生産振興に寄与。

＜事例2＞

[参入場所] 新潟県内
[参入法人] 建設業者2社、観光農園業1社、自然農法による農産物生産・販売1社、NPO法人1、公社1
[経営内容] 遊休農地等30haにおいて水稲、畑作等
[地域への効果] 高付加価値の農産物を生産するとともに、地域における遊休農地の解消にも寄与。新規就農者の受け入れや繁忙期のパート雇用の拡大など新規定住も期待。

政策目標

企業等の農業参入法人数を5年で3倍増

156法人(17年度末) → 500法人(22年度)

＜内容＞

1. 農地リースの支援

企業等が利用する農地の測量調査等や小作料一括前払い及び簡易な基盤整備に必要な経費を支援します。

平成20年度からは、簡易な基盤整備を特定法人自らが整備できるよう拡充しました。

(1) 遊休農地の測量調査等への支援

農地を安心して貸借できる条件整備を支援します。

(2) 小作料一括前払いへの支援

小作料一括前払いにより、特定法人への農地貸付を支援します。

(3) 簡易な基盤整備への支援（拡充）

農地を営農可能な状態へ回復し、営農の早期定着を支援します。

平成20年度から、特定法人自らが整備できます。

【補助率：定額、1/2以内】

【事業実施主体：市町村、農地保有合理化法人、特定法人】

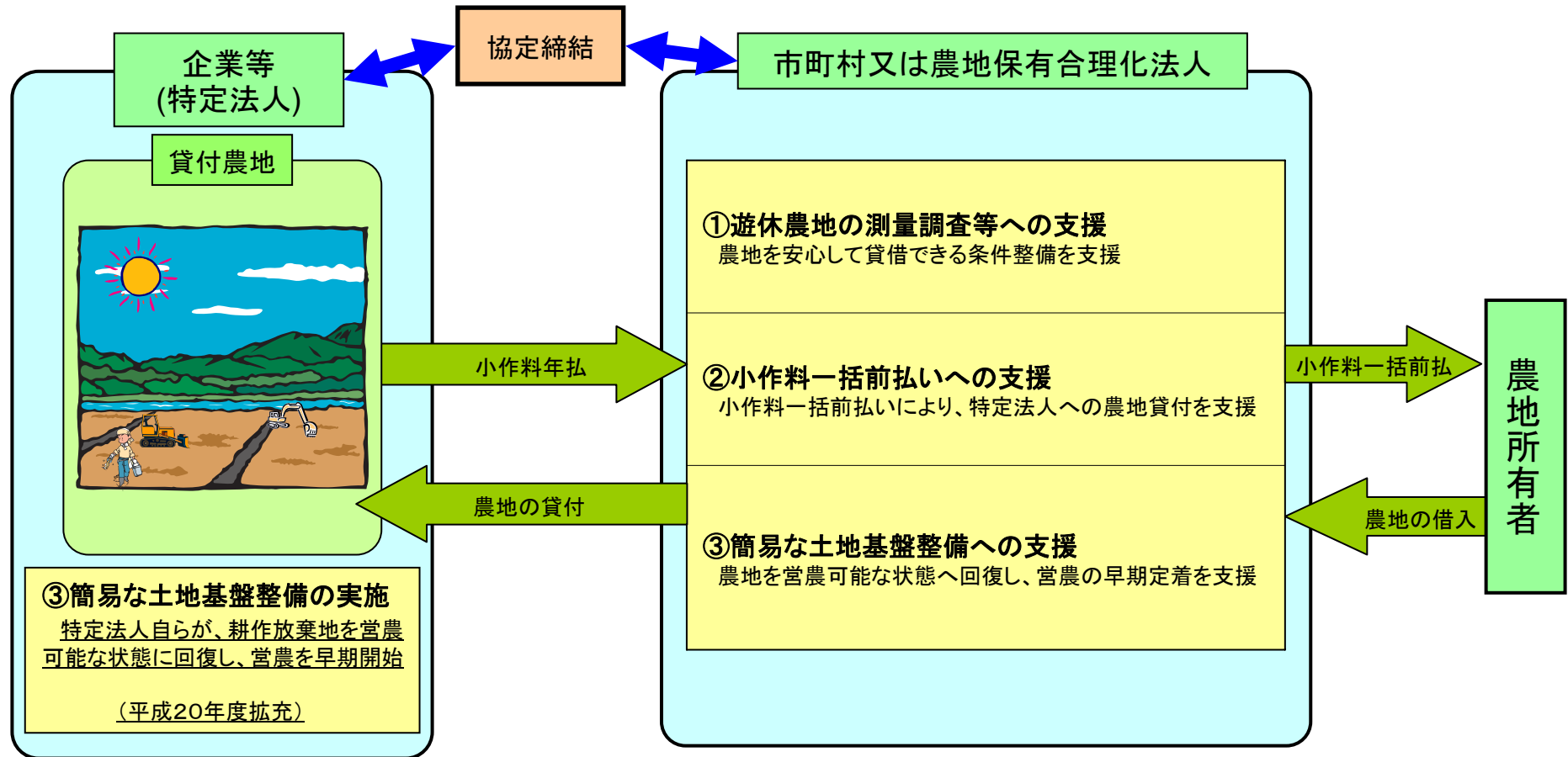
【事業実施期間：平成19年度～平成22年度】

[担当課：経営局構造改善課（03-3502-6444（直））]

企業等農業参入支援推進事業(拡充)

特定法人貸付事業を実施する場合において必要となる、遊休農地の測量調査等に係る経費、小作料一括前払いに必要となる経費、抜根整地・畦畔除去等簡易な基盤整備に係る経費を支援

平成20年度からは、③簡易な土地基盤整備の事業実施主体に特定法人を追加



強い農業づくり交付金のうち推進交付金
担い手への農地利用集積の促進のうち
－新技術活用優良農地利用高度化支援－（継続）

【平成20年度予算額：24,913,846（34,066,950）千円の内数】

メニューのポイント

優良農地利用高度化のための新技術の導入を推進する普及組織の活動を支援します。

（新技術を導入した事例）

- [取組課題] 耕作放棄地を活用した周年放牧への取組
[活動内容] シバの生育調査及び調査結果の応用により、果樹廃園7.3haをシバ草地化し、放牧。
電牧柵を導入しイタリアンライグラス草地放牧の実証試験。
[地域への効果] 自宅近くの耕作放棄地や雑木林を利用した放牧と水田の耕作放棄地を利用した周年放牧で労力の軽減と増頭に寄与。
- [取組課題] 省力機械化の確立によるらっきょう栽培規模拡大支援
[活動内容] らっきょうの植付機の改良・活用による省力化を実証。
[地域への効果] 参入企業は植付機の導入を検討し、規模拡大を目指す。

政策目標

【全耕作面積に占める担い手が経営する農地面積の割合向上】

＜平成17年＞ 約4割 → ＜農業構造の展望（平成27年）＞ 7～8割程度

【企業等の農業参入法人数を5年で3倍増】

＜平成17年度末＞ 156法人 → ＜平成22年度＞ 500法人

＜内容＞

1. 遊休農地の解消のための普及活動

遊休農地の解消に必要な小規模移動放牧、鳥獣害対策等の実証展示、技術指導を実施します。

2. 耕地の利用率の向上のための普及活動

規模拡大や作期競合の回避に必要な新たな作物や栽培方式の導入、地域に合った二毛作体系技術の実証展示、技術指導を実施します。

3. 集積された農地の一体的利用のための普及活動

水稻の直播栽培や機械化体系の確立など大規模・低コスト生産技術の技術指導を実施します。

4. 農業参入法人への農業技術・経営指導活動

農業参入法人の営農計画の策定支援や普及指導協力委員等による濃密な技術・経営指導を行い、安定的な経営発展を支援します。

【交付率：定額】

＜事業実施主体＞ 都道府県（普及組織）

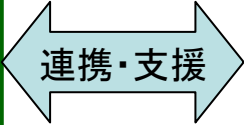
＜事業実施期間＞ 平成18年度から平成21年度まで

[担当課：経営局普及・女性課（03-3593-6497（直））]

新技術活用優良農地利用高度化への支援

普及組織による新技術を活用した優良農地利用の高度化への支援

- 地権者に対する作目・作付計画の提案、導入作物の技術指導
- 鳥獣害対策・小規模移動放牧等の技術指導
- 規模拡大や作期競合回避のための作物や栽培方式の導入
- 地域にあった二毛作体系技術の実証展示
- 農業生産法人以外の法人（特定法人）に対する濃密な農業生産技術・経営指導を実施し、安定的な経営発展を支援
.....等



都道府県農業会議及び農業委員会による取り組み



民間団体の取り組み



遊休農地の解消、担い手への農地利用集積、農地の高度利用



農業の構造改革を推進

企業等農業参入支援加速リース促進事業（継続）

平成20年度貸付枠 954百万円

対策のポイント

農地リース特区が平成17年9月から全国展開されているが、農業経営に意欲的な企業等の新規参入を促進するため、参入に当たっての初期投資を軽減するための支援を行います。

（企業が地域に参入した事例）

<事例1>

[参入場所] 鹿児島県内
[参入法人] 建設業者6社、青果物販売・加工業者1社
[経営内容] 遊休農地7.3haにおいてらっきょうを栽培
[地域への効果] 農家の高齢化等による担い手不足で産地の維持が困難になっている地域ブランドの生産振興に寄与。

<事例2>

[参入場所] 新潟県内
[参入法人] 建設業者2社、観光農園業1社、自然農法による農産物生産・販売1社、NPO法人1、公社1
[経営内容] 遊休農地等30haにおいて水稻、畑作等
[地域への効果] 高付加価値の農産物を生産するとともに、地域における遊休農地の解消にも寄与。新規就農者の受け入れや繁忙期のパート雇用の拡大など新規定住も期待。

政策目標

企業等の農業参入法人数を5年で3倍増
156法人(17年度末) → 500法人(22年度)

<内容>

1. 機械・施設リースの支援

企業等への農業用機械・施設リースを支援し、農業参入の初期投資を軽減します。

(1) 一般機械施設導入(全額融資)タイプ

農地保有合理化法人が、交付金・補助金に頼らず、機械・施設を取得し、特定法人にリースする場合、取得費の全額を無利子で貸し付けます。

(2) 特定機械施設導入(交付金活用)タイプ

農地保有合理化法人が強い農業づくり交付金等を活用し、機械・施設を取得し、特定法人等にリースする場合、取得費から交付金額を差し引いた残額を無利子で貸し付けます。

【補助率：定額】

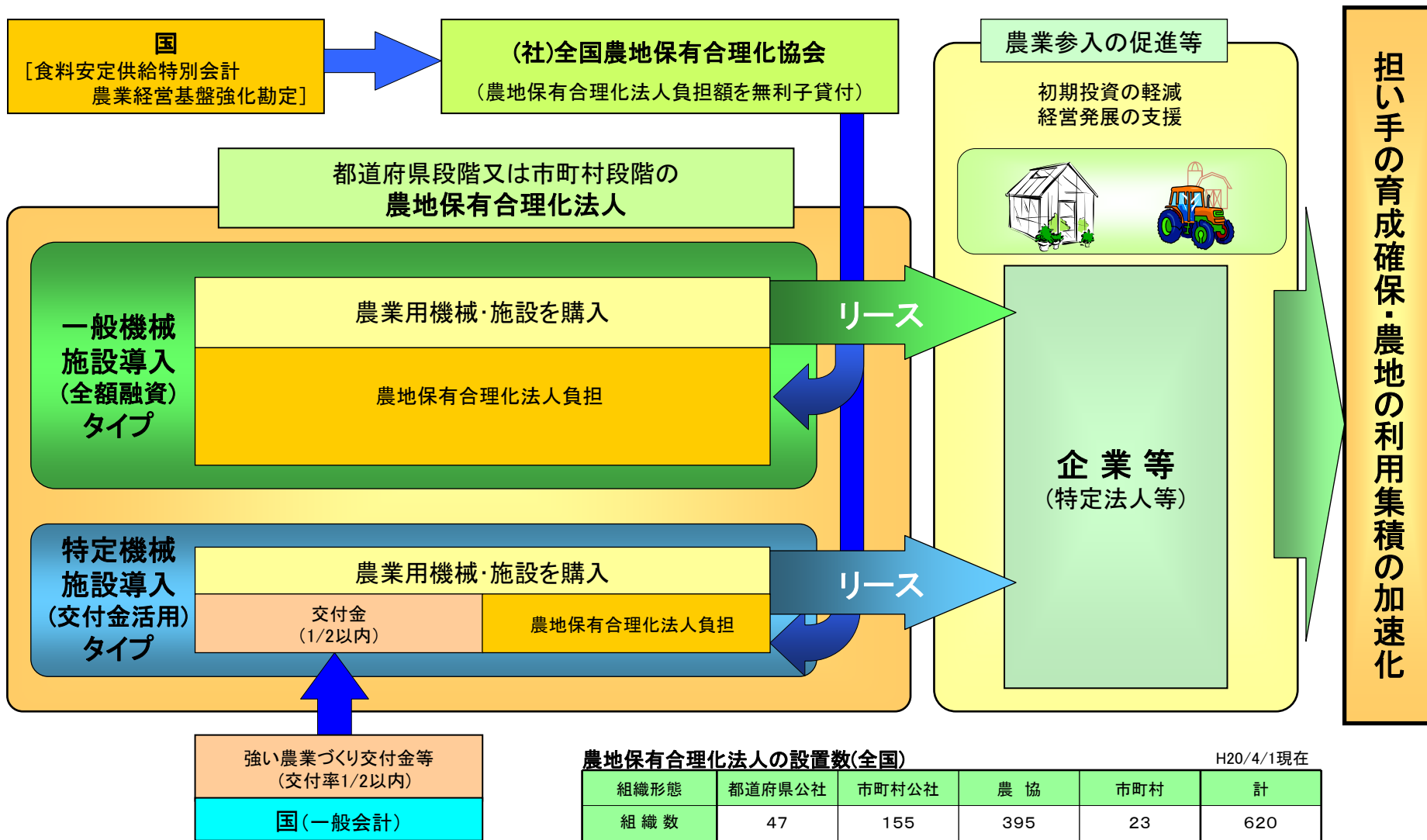
【事業実施主体：(社)全国農地保有合理化協会、農地保有合理化法人】

【事業実施期間：平成19年度～平成22年度】

[担当課：経営局構造改善課(03-3502-6444(直))]

企業等農業参入支援加速リース促進事業

都道府県段階及び市町村段階の農地保有合理化法人が、農業用機械・施設を取得し、企業等にリースする場合において、(社)全国農地保有合理化協会が当該農業用機械・施設の取得に係る事業主体負担額を無利子で貸付



農山漁村活性化プロジェクト支援交付金（拡充） ～ 遊休農地解消に対するきめ細かな支援 ～

【 30,546（34,088）百万円の内数】

対策のポイント

地域の実情を踏まえた遊休農地の多様な活用を促進するため、遊休農地の解消・再活用に向けた調査・調整活動、実践活動及び土地条件整備を支援。

（遊休農地とは）

- ・ 遊休農地とは、法令上の用語で、農地であって、現に耕作の目的に供されておらず、かつ、引き続き耕作の目的に供されないと見込まれるものをいいます（一般的には耕作放棄地と同様の意味で使われます）。

（遊休農地の発生原因）

- ・ 遊休農地の発生原因をみると、「高齢化・労働力不足」によるものが最も多く、次いで、「農産物の価格の低迷」、「農地の受け手がいない」等となっています。

政策目標

優良農地の減少傾向に歯止めをかける

407万ヘクタール（17年度） → 404万ヘクタール（27年度）

<内容>

1. 地域活性化に向けたボランティア活動等への支援

- ① 遊休農地解消活動についての啓発普及等を推進するため、実施主体に都道府県農業会議及びNPO法人を追加します。
- ② 遊休農地の解消・再活用に係る実践活動の開始、再活用農地の継続的な利用を確保するための活動及び多様なボランティアの活動等、各市町村等が行う地域の実情、創意工夫に基づく取組に対して総合的に支援するとともに実施主体に森林組合を追加します。

2. 地域活性化に向けた遊休農地の整備に対する支援

- ① 多様な主体による遊休農地を利用した農業生産活動、市民農園の開設及び教育ファーム等多目的活用に必要な土地条件の整備を支援します。
- ② 市町村等の事業実施主体が、農地所有者から借り受けた遊休農地を復旧し、他の農業者等に5年以上の利用権を設定する場合、事業実施主体に一定の経費を定額支援します。

<事業実施主体等>

1. 事業実施主体 地方公共団体、農業団体、公社 等
2. 交 付 率 定額（定額、1／2以内（ハードにあつては沖縄県2／3以内））
3. 事業実施期間 平成19年度～

[担当課：農村振興局地域計画官（03-6744-2442（直））]

農山漁村活性化プロジェクト支援交付金（拡充） ～ 基盤整備を契機とした耕作放棄地解消・発生防止に対する支援 ～

【30,546（34,088）百万円の内数】

対策のポイント

優良農地の確保の観点から、定住等の促進に資する農業振興を図るための農業生産基盤の整備と、耕作放棄地解消・発生防止を図るための措置を一体的に推進します。

- ・ 耕作放棄地は、全国に38万6千ha（2005農林業センサス）存在し、食料の安定供給や農業の多面的機能の発揮の観点から、その早急な解消が必要です。
- ・ 耕作放棄の発生理由をみると、基盤整備が進んでいない、土地条件が悪いといった要因が2割程度を占めています。
- ・ 基盤整備済の地区では、平均よりも耕作放棄地の発生割合が著しく低く（農業振興地域のうち農用地区域内の水田の耕作放棄地率2.5%に対し、基盤整備済地区の耕作放棄地率は、0.2%）、基盤整備の実施は、耕作放棄地の発生防止に有効であると考えられます。

（基盤整備とは）

基盤整備とは、農業生産にとって最も基礎的な資源である農地や農業用水を、良好な営農条件を備えたものに整備することです。

政策目標

5年程度を目途に、農業上重要な地域を中心に耕作放棄地ゼロを目指す

<内容>

定住等の促進に資する農業の振興を図るための農業生産基盤の整備と、耕作放棄地の解消・発生防止を図るための措置を一体的に実施する地域の取組を支援します。

<事業実施主体等>

1. 事業実施主体 市町村、土地改良区、農業協同組合、数人共同して土地改良事業を行う者等
2. 交付率 定額（定額、50%（6法指定地域等55%、沖縄80%、奄美60%））

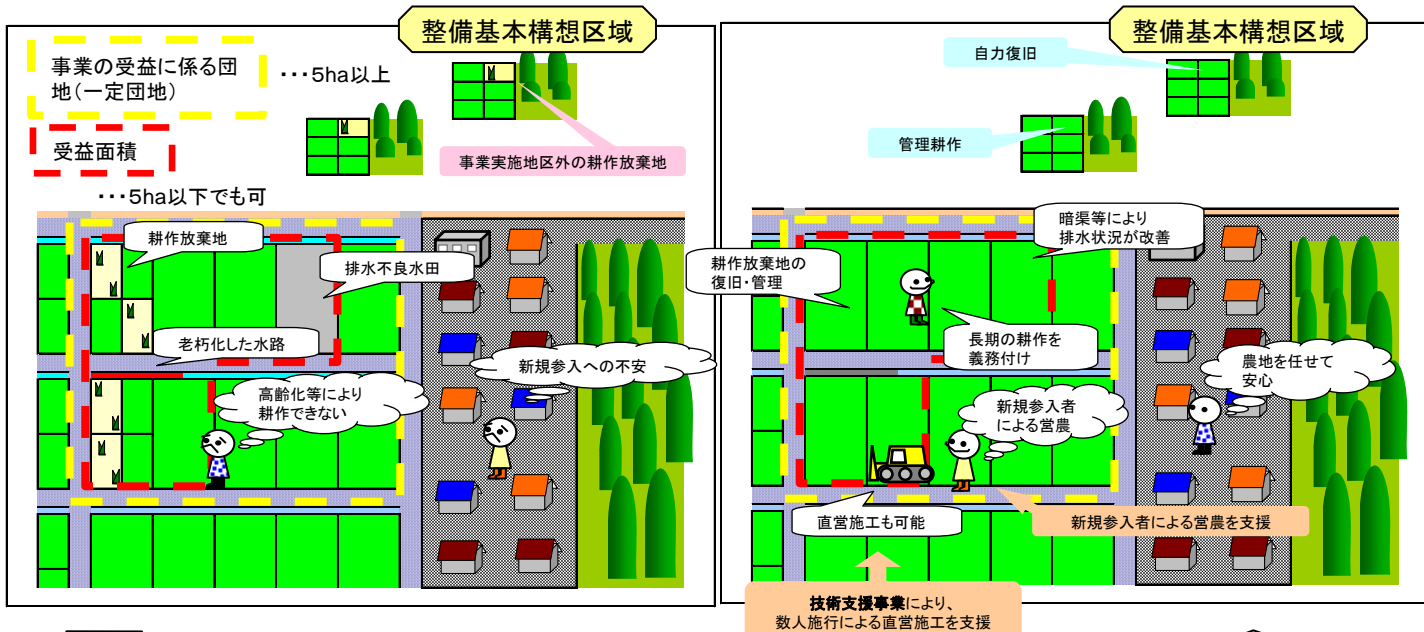
[担当課：農村振興局農地整備課（03-6744-2208（直））]

農山漁村活性化プロジェクト支援交付金の拡充(非公共)

基盤整備を契機とした耕作放棄地解消・発生防止に対する支援を追加

事業実施前

事業実施後



新規参入の促進等を通じた耕作放棄地の解消

市町村、土地改良区等による事業実施のほか、新規参入者・耕作放棄地の所有者等が土地改良法の数人施行の仕組みを活用し、共同して事業を実施

ハード事業

【事業内容】

基盤整備に関する支援

次に掲げる事業メニュー①～⑧のうち1以上を実施することとし、事業メニュー⑨～⑬は、①～⑧と一体的に実施

- ① 農業用排水施設
- ② 農業用道路
- ③ 暗きょ排水
- ④ 客土
- ⑤ 区画整理
- ⑥ 農地造成
- ⑦ 農用地保全
- ⑧ 土地改良施設保全
- ⑨ 交換分合
- ⑩ 農業集落道
- ⑪ 営農飲雑用水施設
- ⑫ 防災安全施設
- ⑬ 耕作放棄地解消・発生防止のための簡易整備

【実施要件】

- ・受益面積5ha以上であること
(事業の受益に係る一定団地が5haの場合には、5ha未満の受益面積でも事業実施可能)
- ・耕作放棄地を一定割合以上含むこと
- ・整備対象となる耕作放棄地に長期の耕作を義務付けること

【融資】

- ・一定割合以上の耕作放棄地が担い手に利用集積される場合には、ハード事業負担金の5/6以内の無利子融資を受けることが出来る

一体的に実施

ソフト事業

(1) 耕作放棄地解消支援

① 指導事業

都道府県が行う指導・助言・普及啓発等
・事業実施主体: 都道府県

② 調査・調整事業

市町村等が行う新規参入の促進や土地利用等に関する調査・調整等

・事業実施主体: 都道府県、市町村等

<新規参入等の数人施行の場合は以下も実施可>

③ 技術支援事業

ハード事業の円滑な実施のため、市町村等が数人施行によるハード事業実施主体に対して行う技術的支援

・事業実施主体: 都道府県・市町村等

④ 営農支援

新規参入者による新たな営農展開等を支援
・事業実施主体: 都道府県、市町村、農協等

(2) 耕作放棄地活用推進支援

整備基本構想区域内における耕作放棄地の活用・発生防止等のための条件整備

・事業実施主体: 都道府県、市町村、担い手等

企業等からの農業参入法人に対する支援の充実

対策のポイント

農業経営への意欲的な企業の農外からの新規参入を促進するため、農業経営実績がなくても一定の要件を満たす農業参入法人を農業近代化資金、経営体育成強化資金（農林公庫資金）の貸付対象者に追加します。

（参考）

- ・ これまでは、農業参入法人が認定農業者であれば、農業近代化資金、スーパーL資金の融通が可能でした。

政策目標

企業等の農業参入法人数を5年で3倍増
156法人（17年度末）→500法人（22年度）

<内容>

① 貸付対象者

異業種から農業参入した法人など農業経営の実績のない法人（経営開始後2期以上の決算を終えていないもの）であって、次の要件を満たすもの

- 5年以内に認定農業者となる計画を有していること
- 経営改善資金計画について、市町村特別融資制度推進会議の認定を受けていること

② 資金用途

農地取得資金、施設整備資金、長期運転資金

③ 貸付金利 2.0%（平成20年6月18日現在）

④ 貸付限度額 1.5億円

⑤ 償還期限

農業近代化資金 : 15年以内（据置7年以内）

経営体育成強化資金 : 25年以内（据置10年以内）

⑥ 融資機関

農業近代化資金 : 農協系統金融機関、銀行、信用金庫

経営体育成強化資金 : 農林漁業金融公庫

（沖縄県にあつては、沖縄振興開発金融公庫）

[担当課：経営局金融調整課（03-3501-3726（直））]